9. 給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所(以下「財団」という。)における職員の給与の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 給与は、基本給、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特別手当及び派遣調整整手当とする。 (基本給)

第3条 基本給は、月額とし、本人の学歴、能力、経験、技能等を勘案して、理事長が定める。

(通勤手当)

第4条 職員が列車、電車、バス又は交通用具等の交通機関によって通勤し、乗車距離が2キロメートル以上の場合 には、予算の範囲においてその通勤に要する費用を支給する。ただし、原則として最も経済的な経路により計算するものとする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第5条 職員が、就業規程第11条第1項の規定により時間外に勤務し又は就業規程第23条第1項の規定により休日休暇に勤務した場合は、時間外勤務手当又は休日勤務手当を、それぞれ次の計算により支給する。

時間外勤務手当= ((基本給 \times 12)/年間勤務時間数) \times 1.25 \times 時間外勤務時間数 休日勤務手当= ((基本給 \times 12)/年間勤務時間数) \times 1.25 \times 休日勤務時間数

2 前項の計算において、時間外勤務又は休日勤務が深夜(午後10時から翌日午前5時までの間)に及んだ場合は、その該当する時間の計算は1.5として計算する。

(特別手当)

- 第6条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を基準日という)に在職する職員に対して支給する。
- 2 特別手当の支給額は、第3条に規定する月額に、次の支給割合を乗じて得た額を基準として、勤務成績等を勘案し定めた額とする。

6月1日 100分の200

12月1日 100分の200

- 3 特別手当の算定のための対象とする期間は、夏期については12月1日より 5月31日まで及び冬期については6月1日より11月30日までとする。
- 4 新入社員や中途採用者等、試用期間の者については算定期間中の在籍期間に応じて支給する。

(派遣調整手当)

- 第7条 派遣調整手当の支給対象職員、支給額及び支給時期は次の各号のとおりとする。
- (1) 支給対象職員は、大分県からの派遣職員とする。
- (2) 支給額は、支給対象職員が派遣期間中に負担する社会保障制度の負担額から、当該職員が派遣されなかったものと仮定した場合の社会保障制度の負担額を控除した額とする。ただし、その額が負となる場合は支給しない。
- (3) 支給時期は、3月の給与支給日とする。ただし、支給対象職員が、退職等による年度中途に支給対象職員とならなくなった場合は、その際支給するものとする。

(給与の支給目)

- 第8条 給与の支給日は、毎月21日(21日が休日に当たるときはその前で休日でない21日に最も近い日)とする。ただし、第6条に規定する特別手当を支給する月にあたっては、その都度、別に定める日とすることができる。
- 2 給与は、前項の支給日(前項但し書きの規定により別に定める日を含む)において、第3条に規定する月額の基本給、通勤手当並びに当該月の前月の1日から末日までの前月分の時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。 (給与の計算方法)
- 第9条 無届けの遅刻、早退、欠勤等により、所定の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかった場合において は、その時間に対する基本給は支給しない。
- 2 前項の場合において、勤務しなかった時間の計算は、当該給与支給月の末日において合計し、勤務しなかった時間に相当する基本給を差し引くものとする。ただし、30分未満は切り捨てるものとする。
- 3 月の中途において、採用され又は退職(解雇を含む)した者の当該月の給与は、勤務した日数に応じ日割計算により支給する。

(支給の支払方法)

第10条 給与は、法令により控除すべき金額を控除し当該職員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる給与計算において、生じた1円未満の端数の処理については、国等の債権 債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行うものとする。

附則 この規程は、平成5年3月29日から適用する。

附則 この規程は、平成15年5月30日から適用する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から適用する。